

議案第 17 号

大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

大田原市長 津久井 富雄

## 大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大田原市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条の2の前の見出し及び同条を削る。

第7条の次に次の1条を加える。

（給与からの控除）

第7条の2 法第25条第2項の規定により、次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- (1) 大田原市職員互助会に関する条例（昭和60年条例第15号）第1条に規定する互助会に係るもの
- (2) 団体取扱契約に係る保険料等
- (3) 法第52条の規定に基づく職員団体に係るもの
- (4) 労働金庫の預金及び定期積金並びに貸付金の返済金

第11条の4の次に次の1条を加える。

（単身赴任手当）

第11条の5 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下この項において「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。

3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給について必要な事項は、規則で定める。

附則に次の1項を加える。

（地域手当に関する特例措置）

6 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間に限り、第11条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の6」とあるのは、「100分の3」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。